

弁理士の懲戒処分について

平成 29 年 4 月 13 日

日本弁理士会
会長 渡 邊 敬 介

日本弁理士会の会員に対し、経済産業大臣による懲戒処分（業務の全部の停止）が下記により執行されました。

当会としては、会員がこのような懲戒処分を受けた事実を厳粛に受け止めるとともに、同様のケースが生じないよう会員への指導監督を徹底していくことはもとより、出願人や権利者の保護にも意を尽くしていく所存です。

本件の懲戒処分を受けて、竹下 和夫会員は、平成 29 年 4 月 12 日から平成 30 年 10 月 11 日までは、弁理士として業務を行うことができなくなりますので、併せてお知らせします。

記

経済産業省

弁理士法に基づく懲戒処分を行いました

本件の概要

平成 29 年 4 月 12 日、竹下和夫弁理士に対し、弁理士法第 32 条の規定に基づく懲戒処分として、1 年 6 月の業務の全部の停止処分を行いました。この処分により、平成 29 年 4 月 12 日から平成 30 年 10 月 11 日までは、弁理士として業務を行うことができなくなります。

1. 処分の対象者

弁理士 竹下（たけした）和夫（かずお）
弁理士登録番号 第 07770 号（昭和 48 年 11 月 1 日登録）
弁理士事務所 竹下特許事務所（岡山県岡山市）

2. 処分の内容

平成 29 年 4 月 12 日から起算して 1 年 6 月の業務の全部の停止

3. 処分の原因となる事実

竹下弁理士を代理人とする出願の手續等に関し、調査を行った結果、主として以下の事実が判明しました。

1. 竹下弁理士は、拒絶理由通知等を受領したにもかかわらず、依頼人への連絡を怠り、依頼人が同通知等に応答する機会を喪失させました。
2. 竹下弁理士は、補助者に対する適切な監督を怠り、補助者が出願人等から依頼されていない手續を行いました。
3. 竹下弁理士は、外国の依頼人に対して、事務所の住所変更の連絡を怠り、依頼人が連絡を取り難い状況を継続させました。

4. 処分の理由

竹下弁理士の行為は、依頼人に対して重大な不利益をもたらし、弁理士の信用及び品位を著しく害しました。

したがって、弁理士法第32条第2号の規定に基づき、1年6月の業務の全部の停止処分としました。

5. 今後の措置

上記の業務の全部の停止処分を受けると、平成29年4月12日から平成30年10月11日までは、弁理士法第4条から第6条の2までに規定する業務を行うことができなくなります。

担当

特許庁総務部秘書課弁理士室長 石井

担当者：駒崎

電話：03-3581-1101（内線 2132）

03-3501-0062（直通）

03-3592-5222（FAX）

公表日

平成29年4月13日（木）

【この記事に関するお問い合わせ】

日本弁理士会 広報室 電話 03-3519-2361